



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）…………… 3
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課）…………… 3

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 4
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）…………… 4
- 区営土地改良事業施行の認可（村づくり計画課）…………… 4
- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）…………… 5
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 5
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 5
- 事業の認定（用地課）…………… 5

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 8

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定…………… 8

規 則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9 月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第36号

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1号様式3中 「勸奨退職」 を 「早期退職」 に改め、同様式3備考(2)を次のように改める。

(2) 早期退職 早期退職募集制度による退職

第1号様式4(2)中 「60歳以上」 を 「61歳以上」 に改め、同様式4(3)中

年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	過去5年間の 増員数(率)

を

」

年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	過去5年間の 増減数(率)
職員数	人	人	人	人	人	人	人	(%)

に

」

改める。

第2号様式中

評価の方法	評価者	評価結果の活用

を

」

「人事評価の状況()年度)

評価の方法	評価者	評価結果の活用

に

」

改める。

第3号様式1(3)を次のように改める。

(3) ラスパイレス指数の状況等

ア ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 平成25年は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)第3章の規定による措置がないとした場合(減額前)の値である。

イ ラスパイレス指数の上昇理由等

備考 ラスパイレス指数が、3年前と比較して1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合又は100を超えている場合には、その理由及び改善の見込みを記載し、そのいずれにも該当しない場合は、「該当なし」と記載すること。

第3号様式2(1)ア中 「()円」を「()円」に改め、同様式2(1)イ中

「()円」を「()円」に改め、同様式2(1)オ備考2中「すべて」を「全て」に改め、同

様式3(2)を次のように改める。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

年 月 日から 年 月 日までにおける運用	沖縄県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
ア 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				

	標準に加え、下位の区分も適用				
	標準の区分のみ適用				
イ	人事評価を実施していない				

第3号様式4(1)中「(参考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)」を
「(参考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)」

年度中における運用	沖縄県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
ア 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
イ 人事評価を実施していない				

に改める。

第3号様式4(4)中「(平成 年度決算)」を「(年度決算)」に改める。

第4号様式1備考2中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第37号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年沖縄県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2項中「383,300円」を「357,500円」に、「421,000円」を「446,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例(昭和62年沖縄県条例第42号)第8条第1項の規定により受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第38号

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則（平成12年沖縄県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「基礎1級及び基礎2級」を「基礎級」に改め、同条第2項中「前項各号」を「前2項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実技試験が行われる日の属する年度の4月1日において35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が2級又は3級を受験する場合の額は、1職種につき、次に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 2級及び3級（在校生を除く。） 8,900円
- (2) 3級（在校生に限る。） 2,900円

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、同年11月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 認可年月日 平成29年 9月11日

沖縄県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり長筋原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
比嘉秀夫	名護市字屋部151番地
比嘉忠正	名護市字屋部30番地
岸本盛助	名護市字屋部334番地
仲兼久前正	名護市字屋部176番地
比嘉信正	名護市字屋部166番地

沖縄県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名

- (1) 地区名 勢理客地区
- (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成29年 9月11日

沖縄県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区
営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 今帰仁村土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 認可年月日 平成29年 9月11日

沖縄県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 八重山郡竹富町字新城川原213番2・字新城大道原334番2（以上2筆に
ついて次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興セン
ター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第488号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとお
りあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第
125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
久米島加入区	くるまえび養殖業	久米島町字阿嘉661番地 株式会社エポック 久米島町字北原1番地 久米総合開発株式会社

沖縄県告示第489号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、具志川加入区について普通
損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第490号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定

をした。

平成29年9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 那覇市字上間地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である那覇市が事業主体となって、起業地内に、人材育成機能、ライブラリー機能及びコミュニティ機能を備えた人材育成支援施設を整備する事業であるところ、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

那覇市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

那覇市では、入域観光客数が年々増加しており、平成28年（暦年）は約751万5千人、うち外国人観光客数は約174万2千人で過去最高を更新している状況である。那覇市にとって観光産業は重要な基幹産業であり、観光産業が持続的な発展を遂げる上では、外国人観光客に対応できる人材や観光地巡り（史跡巡り）ガイド等に対応できる人材の育成が重要である。

また、那覇市では、那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備基本構想に基づき、市内各地区において均衡ある人材育成を目指しているが、起業地の所在する真和志南地区は、市内の他地区と比較して公共施設が少なく、人材育成の拠点となる施設がないことから公共施設設置は長年の課題であり、地域住民からも行政当局及び市議会へ公共施設建設の要請がなされている。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、起業地内に人材育成機能、ライブラリー機能及びコミュニティ機能を備えた人材育成支援施設を整備する事業である。本件事業の施行により、観光産業等で活躍できる人材の育成と支援が展開され、那覇市の基幹産業である観光産業の持続的な発展に寄与するものである。また、地域住民等の学習、交流の場として活用することで、地域コミュニティの活性化に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、技術的条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、那覇市では、観光産業の持続的な発展のための人材育成が急務となっている。ま

た、起業地の存する真和志南地区には公共施設が少なく、地域住民からも行政当局及び市議会へ公共施設建設の要請がなされていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 那覇市教育委員会生涯学習部生涯学習課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年9月22日から平成30年1月22日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成29年9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成29年8月16日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)うるま市豊原・前原地区複合施設(3工区) うるま市字豊原6番1ほか9筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ASAKA 那覇市松尾1丁目12番13号 代表取締役 高野哲朗

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ファーストリテイリング 山口県山口市佐山717番地1 代表取締役社長 柳井正

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年4月17日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,423平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 128台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 20台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 57平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 46立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前1時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において

縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による事業計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 浦添市前田二丁目及び前田三丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 9月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 9月12日 沖縄県指令土第711号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字荻道西原125番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字荻道41番地 小濱望
- 5 検査済証番号 平成29年 9月11日 第4412号
- 6 工事完了年月日 平成29年 9月 4日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第76号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 9月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・シュワブの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

			地積 (㎡)	使用しようとする
--	--	--	--------	----------

所在	地番	地目			土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
名護市字辺野古長崎原	547番	原野	593	593.12	593.12

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
島袋實	国頭郡今帰仁村字天底141番地	16分の1
島袋マリ子	アメリカ合衆国カリフォルニア州ウィルミントン市レイクミストリート1213 (ただし本籍地：沖縄県名護市字豊原192番地)	16分の1
島袋弘	千葉県木更津市曾根702番地1	16分の1
島袋孝	千葉県袖ヶ浦市横田176番地7	16分の1
島袋清	千葉県木更津市曾根702番地1	16分の1
島袋豊	千葉県木更津市高砂二丁目3番21号	16分の1
島袋修	名護市字辺野古80番地3	16分の1
山城春江	国頭郡金武町字金武10579番地	16分の1
島袋文江	沖縄市住吉一丁目12番15号	4分の1
中川愛子	北海道札幌市清田区北野七条四丁目8番41号北野コープタウン	24分の1
島袋悦子	名護市字辺野古8番地	24分の1
島袋利恵子	沖縄市住吉一丁目12番15号	24分の1
島袋宏文	沖縄市高原六丁目11番23号	24分の1
島袋宏之	沖縄市比屋根二丁目10番2-502号県営比屋根団地	24分の1
仲松玲子	沖縄市比屋根二丁目10番2-301号県営比屋根団地	24分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年7月13日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------